

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十一日

奈良県人事委員会委員長 和 島 美 枝 子

奈良県人事委員会規則第十四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表六級の項に次の一号を加える。

10 警察署の上席会計官の職務

別表第一イの表六級の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 警察学校の管理官の職務

附 則

この規則は、令和八年三月二十七日から施行する。